伊那アスリートクラブ定款

第1章　　総　則

（　名　称　）

第1条　　このクラブの名称は、伊那アスリートクラブとする。

（　事務局　）

第2条　　本クラブの事務局は、クラブ会長の居宅とする。

第2章　　目的理念および活動

（　目的理念　）

第3条　　本クラブの目的理念は、以下とする。

（1）クラブのミッション

　「多世代、多志向の競技者が一緒にスポーツをできる環境づくり」

　・スポーツに取り組む姿勢を伝え、楽しむための環境づくり

　・リハビリや運動会から競技者まで、能力を試すための技術を伝えられる環境づくり

　・広くスポーツの楽しさを伝えられるよう、地域のため、指導者を育成する環境づくり

（2）クラブのビジョン

　①子供にスポーツを伝え、楽しんでもらう機会を増やす。

　②多様な世代にスポーツを通し、身体を動かす楽しさを伝える機会を増やす。

　③能力を試したいと願う者に、必要な技術を取り組む姿勢を伝える機会を創る。

　④企業や学校部活動に代わり、地域と密着した、競技者育成の受け皿となる。

　⑤競技者にやりがいをもって指導し、社会に喜びを伝えられる機会を増やす。

（　活　動　）

第4条　　本クラブは、その目的を達成するために、次の活動を行う。

　（1）小中学生への陸上競技育成教室の開催

　（2）指導員の育成

　（3）陸上記録会・イベントなどの開催

　（4）その他、本クラブの目的を達成するために必要な活動

（　活動年度　）

第５条　本クラブの活動年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章　　会　員

（　会　員　）

第６条　本クラブの会員は、クラブの目的に賛同し入会申込書を代表に提出し、代表が認証した者とする。尚、小学生においては伊那市スポーツ少年団の団員登録を行うものとする。

（　賛助会員　）

第７条　このクラブを卒業した者及びクラブの活動の趣旨に賛同して頂ける者とする

（　入　会　）

第８条　会員として入会しようとするものは、クラブが定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

（　会費・経費　）

第９条　会員は、別に定める会費他必要経費を納入しなければならない。

（　会員資格の喪失　）

第10条　会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

（1）年度末において次年度の継続意思が無く、代表が認証した者

（2）本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき

第4章　理事及び執行役員

（　種別及び定数　）

第11条　本クラブに、次の理事・執行役員を置き、クラブの運営、また、クラブ員の指導活動を行い、それぞれの任務にあたる。

　（1）理事6名

　（2）執行役員4～6名（正副会長1～2名、会計1～2名、庶務2名）

（　選任等　）

第12条　理事・執行役員は総会において選任する。

（　職務　）

第13条　理事・執行役員は、本クラブで決められた各自の役割業務を協力し合って行う。

（　任期等　）

第14条　役員の任期は4月～翌年の3月までとする。ただし、再任を妨げない。

　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第5章　総　会

（　種　別　）

第15条　本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（　構　成　）

第16条　総会は会員と理事・執行役員をもって構成する。尚、未成年者においては、会員保護者の代理出席を認める。

（　機　能　）

第17条　総会は以下の事項について議決する。

　（1）定款の変更

　（2）活動計画及び活動予算並びにその変更

　（3）活動報告及び活動決算

　（4）役員の選任

　（5）会費の変更

　（6）その他運営に関する重要事項

（　開　催　）

第18条　通常総会は、毎事業年度1回（年度末）開催する。

　臨時総会は理事・執行役員が必要と認め招集の請求をしたとき開催する。

（　招　集　）

第19条　総会は執行役員が招集する。

　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（　議　長　）

第20条　総会の議長は、副会長が務めるものとする。

（　議　決　）

第21条　総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

　総会の議事は、この定款に規定するもので、且つ出席者の過半数の賛成挙手をもって決する。

（　表決権等　）

第22条　一般会員及び会員の保護者の表決権は平等なるものとする。

　やむを得ない理由にて総会に出席できない会員及び会員保護者は、あらかじめ通知された事項について、会長に意見を伝えることができる。

第7章　会計

（　会　費　）

第23条　このクラブの会費は、総会にて定める。

（　会計の原則　）

第24条　このクラブの活動計画及これに伴う活動費用は会計が管理し、毎事業年度終了後、総会の議決を経なければならない。

　　剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

2019年4月1日　施行予定